

# 離島振興の推進に関する提言

令和5年11月

離島振興対策都道県議会議長会



## 離島振興の推進に関する提言

全国の離島は、自然環境の保全等の面で重要な役割を担っており、離島振興法、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法に基づく、各種施策の積極的推進により着実に振興が図られてきた。

しかし、離島をとりまく自然的・社会的諸条件は依然として厳しく、人口の減少、著しい少子高齢化の進行、産業活動の停滞、航路・航空路の廃止・減便、医療従事者の恒常的不足、生活環境整備や高度情報通信基盤整備の遅れ等、本土との格差の改善が課題となっている。

また、最近においては、コロナ禍からの社会経済活動再開に伴う需要増加やロシアの軍事侵攻等による社会情勢の悪化もあり、ガソリンや軽油、重油の価格は平成26年以来の高値水準が続いている、離島の産業振興や住民の生活に、大きな影響を及ぼしている。

各都道県においては、こうした離島をとりまく厳しい現実を深く認識し、主体性を持って創意工夫するなど離島振興策の推進を図っているところである。

国においては、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等の国家的・国民的役割を担っていることを踏まえ、離島振興策を充実・強化されるよう強く求める。

ここに、豊かで活力ある地域社会を築くため、離島振興対策に邁進することを誓うとともに、政府・国会に対し、下記事項の速やかな実現について提言する。

## 記

1 離島関係都道県が策定した「離島振興計画」に基づく施策を推進するとともに、国土交通省所管の離島振興関係公共事業予算及び各省所管の離島振興関係予算については、各都道県の要求する所要額を確保すること。

また、離島振興基本方針に基づき、離島振興のためのソフト事業施策を拡充し、十分な予算措置を講ずること。

2 離島振興対策実施地域の指定及び指定解除の検討においては、離島関係都道県の振興策を十分に尊重すること。また、指定解除を行う場合は、十分な準備期間を確保する等、特に慎重に取扱うこと。

3 離島活性化交付金については、離島の実情に応じた内容となるよう、対象事業の拡充や事業の実施期間の延長、地元負担の軽減を図るなど、更なる交付金制度の充実に取り組むとともに、必要な予算額の確保を図ること。

特に新たに追加された小規模離島等生活環境改善事業については、交付率引き上げや事業内容拡充など、地域の実情を踏まえた特段の配慮を行うこと。

また、令和5年度新規事業の離島広域活性化事業について、強化拡充を図ること。

4 離島の活性化と定住促進のため、離島特別区域制度整備について、その制度の詳細設計を定めた新たな法制度の整備を

早急に検討すること。併せて、離島の特性に即した新たな取り組みへの支援強化を図るとともに、規制緩和等の必要な措置を講ずること。

## 5 畦島における航路・航空路等交通体系の整備を促進すること。

- (1) 安全性、利便性、快適性の高い航路・航空路の整備促進
- (2) 畦島における本土と同等の条件による人の往来や物資の流通を確保するため、離島航路・航空路支援の抜本拡充のための新たな法整備の早期着手及び国の責務の明確化
- (3) 「地域公共交通確保維持改善事業」の十分かつ安定的な財源の確保及び補助制度の拡充
- (4) 新規航空路線及びヘリコプターによる定期航空路線の開設
- (5) 畦島航路維持・安定化施策の拡充
- (6) 畦島航空運賃・船舶運賃及び流通コストの一層の軽減についての必要な措置
- (7) 高速安定航行が可能な船舶などの船舶・航空機に対する設備投資への支援制度の拡充
- (8) 道路整備及び本土・離島間等の架橋の整備促進
- (9) 畦島バス路線等の維持
- (10) 宮古・八重山諸島及び沖縄周辺離島の航路・航空路の維持
- (11) 「空飛ぶクルマ」等新たなモビリティの離島での導入に向けた取組の促進

## 6 畦島における本土との燃料や生活物資等の価格格差の解消を図ること。

- (1) 「離島のガソリン流通コスト対策事業」の強化・拡充及び継続・

## 恒久的な実施

- (2) ガソリン以外の石油製品(特に寒冷地における必需品である暖房器具等の燃料となる灯油やプロパンガス)に関する流通コストを軽減する支援制度の創設
- (3) すべての生活物資等に関する流通コストを軽減する支援制度の創設
- (4) 農林水産物の需要減少、価格下落、原油価格の高騰等に対応するための輸送コストの支援事業に係る特例的な交付率の嵩上げ

7 離島における地上デジタル放送への対応、超高速ブロードバンド基盤整備等高度情報通信体系の構築をはじめとした総合的な情報格差解消対策を促進すること。

また、携帯電話不感地域等を解消するよう支援策を拡充すること。

8 離島の自然的・社会的特性を活かした産業、特に農林水産業、観光関連産業の振興対策を強化拡充すること。「離島漁業再生支援交付金制度」を拡充し、漁業の安定操業の確保及び水産資源の開発促進を図るとともに、雇用対策の強化を図ること。

9 離島における生活環境の整備の充実強化を図ること。

- (1) 海岸漂着ゴミ等の収集・処理対策の充実及び漂流木等の処理制度の確立並びに一般廃棄物の島外搬送、貨物輸送整備への財政的援助、その他広域的な廃棄物処理施設等に対する財政支援の拡充等
- (2) 家電・廃棄自動車等のリサイクルに係る住民負担の軽減措置、特

に家電リサイクルに係る収集運搬料金の軽減措置の円滑な実施及び  
リサイクル料金の前払い制度の導入

- (3) 上下水道・漁業集落排水施設等・浄化槽等整備及び水資源の恒久的確保対策の充実強化
- (4) 民間車検場のない離島における自動車検査登録制度（車検）に係る輸送費補助の創設等

## 10 離島における医療・福祉対策の充実を図ること。

- (1) 高齢者等の福祉対策の強化拡充
- (2) 病院・診療所等の整備、遠隔医療の導入促進及び医師等医療従事者の確保等医療対策の強化拡充並びに通院・入院費用等の支援
- (3) ドクターヘリや消防・防災ヘリの出動が困難な場合における自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持
- (4) 介護保険制度や障害者自立支援制度における市町村負担の軽減措置、離島の実態に即した特別地域加算の増額や制度の弾力的運用など介護サービス提供体制等の整備に対する十分な支援

## 11 離島における教育の充実及び文化の振興を図ること。

- (1) 離島高校生修学支援の強化拡充
- (2) 離島地域の文化の保存・活用のための担い手育成等、支援措置の拡充

## 12 離島と他の地域との交流を推進するため、観光の振興及び周辺地域との連携も含めた広域的な交流促進を図ること。併せて、離島の振興に寄与する人材の確保・育成に対する支援を図ること。

13 離島における再生可能エネルギーの導入・利用の推進を図ること。

14 離島における風水害、地震災害、津波等に対する防災・減災対策の充実を図るとともに、地方公共団体の財政負担の軽減を図りつつ、強力に推進する仕組みを整え、所要の財政上の措置等を早急に講ずること。

15 離島における無電柱化の推進を図ること。

16 離島における税の軽減措置を図ること。

- (1) 地方財政に影響を及ぼさないよう財源補てんを行った上での離島における揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の創設
- (2) 離島における消費税の軽減税率導入の検討

17 離島市町村の財政力の強化を図ること。

- (1) 地方交付税、過疎債、辺地債の配分等総合的な財政援助の拡充
- (2) 地方交付税の基準財政需要額の算定に係る離島をとりまく自然的・社会的諸条件を踏まえた行政需要のさらなる反映

18 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法に基づき、有人国境離島地域の保全を図ること。また、特定有人国境離島地域については、離島航路・航空路に係る運賃の低廉化や生活又は事業活動に必要な物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充、安定的な漁業経営の確保など、地域社会の維持を図るための施策

を確実に実施できるよう、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金をはじめ、法に基づく基本方針に掲げた関連施策に係る対象事業の拡充や地元負担の一層の軽減を図るとともに、必要な予算額の確保を図ること。

加えて、有人国境離島地域は、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を担っていることから、課題に直面する地方の意見をよく聴き、特定有人国境離島地域の追加指定等の見直しを行うこと。

- 19 奄美群島振興開発特別措置法・小笠原諸島振興開発特別措置法は、令和5年度末に失効期限を迎えることから、改正・延長を行い、令和6年度以降も途切れることなく、法に基づく奄美群島及び小笠原諸島の振興開発を強力に推進すること。
- 20 沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興一括交付金など、沖縄振興に必要な予算額の確保を図ること。
- 21 北方領土の早期返還を実現すること。
- 22 島根県竹島の領土権を早期に確立すること。
- 23 尖閣諸島を巡る問題の解決促進等に努めること。
- 24 離島という地理的・社会的特性を踏まえた感染症拡大防止対策及び支援を行うこと。



令和5年11月

## 離島振興対策都道県議会議長会

亮 廣史 雄明 彦樹 文正 衛繁 行志 學繪 造人 一司 博也 一博 守廣 昇  
富 原 川 聰辰 宏公 芳博 芳兵 弘隆 俊理 耕康 兼勝 芳達 陽俊 保  
田 井 田 沢 井 森 村 藤 山 倉 本 居 田 田 山 田 原 場 永 上 吉 砂 里 嶺  
森 宇 榆 燒 中 石 中 奥 内 園 小 中 柳 岡 新 高 弘 香 大 德 渥 元 濱 松 赤  
北海道議會議長  
宮城県議會議長  
山形県議會議長  
東京都議會議長  
新潟県議會議長  
石川県議會議長  
静岡県議會議長  
愛知県議會議長  
滋賀県議會議長  
兵庫県議會議長  
岡山県議會議長  
広島県議會議長  
山口県議會議長  
徳島県議會議長  
香川県議會議長  
愛媛県議會議長  
高知県議會議長  
福井県議會議長  
佐賀県議會議長  
長崎県議會議長  
熊本県議會議長  
大分県議會議長  
宮崎県議會議長  
鹿児島県議會議長  
沖縄県議會議長

以上代表  
会長

鹿児島県議會議長

松里 保廣



